

# 55歳※を超える職員の昇給停止等(案)について

資 料  
平成25年9月24日

## 経緯

【平成24年8月8日 人事院勧告】

給与構造改革における俸給表水準の引下げに伴う経過措置を廃止しても、50歳台後半層における官民の給与差は、なお相当程度残るため、次の措置を講ずべきとの勧告を行った。

- ・ 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与法改正事項)



【平成25年1月24日 閣議決定】

人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、直近の昇給日である平成26年1月1日から人事院勧告どおり昇給抑制を行う。

【平成25年6月17日 改正法成立(6月21日公布)】

## 給与法の改正(平成26年1月1日施行)

55歳※を超える職員の昇給については、以下のとおりとする。

- ・ 勤務成績が「標準」では昇給しない。
- ・ 勤務成績が「特に良好」又は「極めて良好」の場合における昇給の号俸数を現行より抑制。

※技能又は労務の職務に従事する職員については57歳

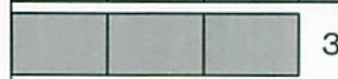
昇給区分(勤務成績)

A [極めて良好]



4以上

B [特に良好]



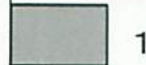
3

C [標準(良好)]



2

D [やや良好ではない]



1

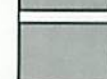
E [良好ではない]



0



2以上



1

0

0

0

## 本学の対応(案)

「情勢適合の原則」等を踏まえ、国家公務員に依拠した措置を講ずることとし、教職員給与規程等を一部改正する。

【施行時期】 平成26年1月1日